

田浦地域運営協議会 安心・安全特集号



災害時要援護者プランをご存知ですか

災害時の避難情報が出た時などに、避難が困難な方を支援するためのしくみです。

1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災での被害から多くの事を学びましたが、今後も首都直下型の地震や南海トラフ地震などが想定されています。

これらの大規模な地震は、高い確率で起きると予測されていますが、実際にはだれにも具体的な予測はできません。

それだけに、災害への備えの意識を持ち続けることが大切です。

横須賀市では、自らを災害から守ることが困難な方々を災害時要援護者とし、支援するための「横須賀市災害時要援護者プラン」を平成22年度より実施しています。

災害時要援護者として登録できる方は「ひとり暮らしの高齢者」「介護保険の要介護認定3以上の方」「身体障害者認定1・2級」などの方です。

登録は、市の福祉部や市民安全部で行っています。

市は、この災害時要援護者の名簿を、地域の信頼ある支援者である町内会、自治会および民生委員に提供しています。

名簿の提供を受けた自治会、町内会では民生委員、地区社会福祉協議会など地域の福祉に携わる方と協力しながら災害時の要援護者の支援の方法を検討します。

町内会、自治会および民生委員は、個人情報の取り扱いについて学習し、正しい取扱いを徹底しています。災害が起きたら、まずは、自分の身を守り、家族の安否を確認しましょう。自治会、町内会から要援護者の支援などのお願いがあったらご協力をお願いいたします。

地域運営協議会では高齢者の緊急時対策に取組みました。

ひとり暮らし高齢者の方が、自宅で動けなくなったり、出かけた時に体調が悪くなったりした時に、かけつけた方や救急隊に必要な情報を知らせるためのカード「緊急時情報カードたうら」の作成、配布を26年度に始めました。

詳しくは、事務局（田浦行政センター）にご相談下さい。

裏面には田浦地域の避難地・避難所などの情報を載せています。



緊急時情報カード

発行日2015. 12. 15



若い人も元気な人も
声をかけあってあたたかい地域づくり

災害発生後、72時間以内の救助が大切です。

日本で起きた過去の大きな災害（阪神・淡路大震災）の例を見てみると災害発生直後の救助活動において倒壊した家屋や建物などから警察、消防、自衛隊といった公的機関に救助されたのは、要救助者の10%に満たないほどの数字であり、残りは近隣住民の方々に救助されていたという結果が伝えられています。

また、人命救助の時間の壁は72時間といわれています。倒壊した建物から少しでも早く救出されることが生死の境目となりますので、一番頼りになるのは、近隣の方ともいえます。賃貸アパートやマンションにお住まいの方も日ごろからあいさつなどをし、声をかけあえる関係作りも必要です。

地域の避難訓練に参加しましょう

- 船越地区 平成28年2月14日(日)
 - 長浦地区 平成28年11月予定
 - 田浦地区 平成28年9月予定
- 町内回覧などでチェックしましょう

地域運営協議会では、いざという時に助け合えるあたたかい地域づくりを目指します！

災害の状況に応じた避難の仕方を確認しておきましょう

大きな地震が発生した場合

自宅やその周辺では⇒ まず自分の身を守ります。火の始末をし、揺れが収まったら出口を確保します。避難する場合は、電気のブレーカーを落としておきます。家族の安否は各電話会社の「171」などを利用して確認しましょう。

火災が発生している場合⇒ 広域避難地（学校のグラウンドや広い公園）に避難します。田浦中学校グラウンド、海上自衛隊第2術科学校グラウンド、田浦小学校グラウンド、長浦小学校グラウンドが指定されています。火災が鎮火したら自宅が震災時避難所で生活します。

海岸が近い場所では⇒ 津波情報を確認して海岸から離れたところで高い場所に避難しましょう。

万一自宅が倒壊した場合⇒ 震災時避難所 田浦中学校、船越小学校、田浦小学校、長浦小学校

大雨、台風など風水害が心配される場合

風水害時避難所は、浸水やがけ崩れによる避難が必要と市が判断した地域（世帯）の人たちに避難勧告を発令した場合や、その地域の方から自主避難の申し出があった場合に、一時的な避難施設として横須賀市が開設します。大雨、台風によりただちに全ての風水害時避難所を開設するわけではありません。

自主避難を希望する場合⇒ 親戚・知人宅への避難が困難な場合などは、横須賀市役所Tel822-4000に連絡をお願いします。市が開設した町内会館、田浦コミュニティセンター、長浦コミュニティセンター、小中学校の風水害時避難所に避難していただきます。

避難勧告・避難指示が出された場合⇒ 避難勧告等は、市が避難対象世帯を指定して発令します。親戚・知人宅への避難が困難な場合などに、市が開設した町内会館、田浦コミュニティセンター、長浦コミュニティセンター、小中学校の風水害時避難所に避難していただきます。

なお、自主避難を行う時や避難勧告が出された場合で風雨が強い場合や夜間で移動が危険な時には、1階から2階へ移動したり、がけや斜面から離れた部屋に移動するなど、屋内での安全対策をとりましょう。（風水害時避難所となる町内会館は、船越地区は3つの町内会館、田浦地区は4つの自治会館、長浦地区は2つの自治会館です。詳しくは横須賀市のホームページで検索できます。）

★防災行政無線の放送が聞こえにくいご世帯は、次のいずれかをご利用下さい。

①電話で 防災情報テレフォンガイド Tel 046-822-3900

②テレビで Tv k（テレビ神奈川）3チャンネルのデータ放送「d」ボタンをご覧ください。

③携帯電話スマートフォン、パソコンで 防災情報メールを受信します。

登録用アドレス bousai-yokosuka@raiden.ktaiwork.jp にメール送信で登録手続きのメールが届きます。登録後は、防災行政無線の内容がメールで届くようになります。

チェックしていますか？

我が家の非常用の飲料水と食糧

缶詰などの非常食は、消費期限が長いものもありますが、備蓄している分から1か月ごとに1食分を消費し、食べた分を買いたしていくなど食べ回しながら備蓄する方法がおすすめです。食糧の備蓄は1人3日～7日分、飲料水は1人1日分3リットルを目安に用意しておきましょう。

田浦地域運営協議会

会長 横山 公一

事務局

田浦行政センター 地域コミュニティ係

電話 046(861)4181

FAX 046(861)6112

Email

ta-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp